

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第188号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年7月21日 16時00分ごろ
発生場所	広島県呉市 ^{りょうしだ} 釣士田港 呉市所在の伝太郎鼻灯台から真方位055° 1,300m付近 （概位 北緯34° 06.9′ 東経132° 27.6′）
事故等調査の経過	平成24年10月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八十八 ^{しやうえい} 昭栄丸、197トン 135263、株式会社砂川組 B パージ 砂川組3号、約2,825トン なし、株式会社砂川組
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船首ランプウェイに曲損 岸壁 なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、B船を押しして押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、釣士田港内の岸壁に着岸作業中、船長Aが風と波の影響は余りないものと思っていたところ、風浪に圧流され、平成24年7月21日16時00分ごろB船が同岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1～1.5m、潮汐 下げ潮の末期
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、釣士田港内の岸壁に着岸作業中、船長Aが、風と波による圧流は余りないものと思い、風と波を考慮した操船を適切に行わなかったことから、圧流され、B船が同岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、釣士田港内の岸壁に着岸作業中、船長Aが風と波を考慮した操船を適切に行わなかったため、圧流され、B船が同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。

